

募集要項

1. 採用予定人員等

職種区分	業務内容	採用予定人数
児童厚生員	児童厚生業務（こどもの遊びの援助、行事の企画立案実施、書類作成、子育てに関する相談・援助、館内清掃など）	2名程度

2. 勤務条件等

項目	内容
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
勤務場所	白山市内児童館・児童センター (松任児童館、美川児童館、湊児童館、鶴来北児童館、鶴来南児童館、かわち児童館、吉野谷児童館、わかみや児童センター、千代野児童センター、山島台児童センター)
勤務時間	勤務日：①月曜日～土曜日（週5日間） ②火曜日～日曜日（週5日間） ※開館日は児童館によって異なります 勤務時間：10：00～18：00（休憩60分） 7時間/日 週35時間
休日等	①日曜日・祝日（こどもの日を除く）・年末年始（12月29日から1月3日まで） ②月曜日・年末年始（12月29日から1月3日まで） ③月曜日・祝日（こどもの日を除く）・年末年始（12月29日から1月3日まで） ※休館日は児童館によって異なります
給与等	時給：1,360円（資格あり）／1,260円（資格なし） 特殊勤務手当：月額1,000円（資格あり）／500円（資格なし） その他、通勤手当、期末・勤勉手当（令和7年度は計4.65か月分）の支給がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。 勤務年数等による昇給があります。
休暇	年次有給休暇、特別休暇（忌引・夏季休暇など）
社会保険等	健康保険（市町村共済組合）、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。 公務上または通勤による災害についての補償制度があります。
資格要件	児童厚生指導員、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭のうちいずれか ※資格なしの場合は給与・手当に違いがあります。 ※児童厚生指導員の研修は1年目から受講できます。
再度の任用	面接・人事評価等の結果に基づき、翌年度に再度任用されることがあります。再度の任用は原則4回までとなります。

3. 申込手続

提出書類	履歴書、資格証の写し ※郵送又は持参によること。 ※履歴書は市のホームページからダウンロードできます。 記載項目が市様式と同様であれば、市販のものでも応募可能です。
提出先及び 問合せ先	〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地 白山市役所子育て支援課（室） TEL 076-274-9575
募集期間	令和8年2月20日まで

4. 選考過程

提出いただいた書類及び面接により選考します。選考日程及び結果の通知等は応募があった方に、個別にお知らせします。

【注意事項】

- (1) 提出された書類は一切返却しません。
- (2) 提出書類及び選考時に取得した個人情報、採用選考及び採用事務以外の目的には一切使用しません。
- (3) 履歴書は必ず本人が記入してください。